



平成 23 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 福 島 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 社 長 紺 野 邦 武
(コード番号 8562 東証第1部)
問 合 せ 先
責 任 者 役 職 名 取 締 役 企 画 本 部 長
氏 名 久 能 敏 光
(TEL 024-525-2525)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

A種優先株式に係る諸規定の追加

将来的に資本政策の必要性が生じた場合、選択肢の一つとして、普通株式とは異なる株式（A種優先株式）の発行を可能とするよう変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第5条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。	第5条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は <u>9億株</u> とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は9億株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は9億株とする。</u>
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
第7条 (単元株式数) 当銀行の1単元の株式数は、1,000株とする。	第7条 (単元株式数) 当銀行の <u>普通株式およびA種優先株式の</u> 1単元の株式数は、 <u>それぞれ1,000株</u> とする。
第8条～第12条 (条文省略)	第8条～第12条 (現行どおり)

(新 設)	第2章の2 優 先 株 式
(新 設)	<p><u>第12条の2 (A種優先配当金)</u></p>
	<p>当銀行は、第50条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2 ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
(新 設)	<p><u>第12条の3 (A種優先中間配当金)</u></p> <p>当銀行は、第51条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>第 12 条の 4 (A 種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p>当銀行は、残余財産を分配するときは、<u>A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</u></p> <p>2 <u>A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 12 条の 5 (A 種優先株主の議決権)</u></p> <p>A 種優先株主は、<u>全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A 種優先株主は、定時株主総会に A 種優先配当金の額全部 (A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A 種優先配当金の額全部 (A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、A 種優先配当金の額全部 (A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 12 条の 6 (普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p>A 種優先株主は、<u>次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有する A 種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は A 種優先株主がかかる取得の請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、第 3 項に定める財産を当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>取得を請求することができる期間は、A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間 (以下「取得請求期間」という。) とする。</u></p> <p>3 <u>当銀行は、A 種優先株式の取得と引換えに、A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式数に A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) を乗じた額を</u></p>

	<p>次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</p> <p>4 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第12条の7 (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>2 当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第12条の8 (普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数が</p>

<p>(新 設)</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 執 行 役 員</p> <p>第 32 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第 37 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 46 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p><u>ある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>第 12 条の 9 (株式の分割または併合および株式無償割当て)</p> <p><u>当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>2 当銀行は、株式無償割当を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章の 2 種 類 株 主 総 会</p> <p>第 18 条の 2 (種類株主総会への準用)</p> <p><u>第 14 条、第 15 条、第 17 条および第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第 12 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第 18 条の 3 (種類株主総会の決議の方法)</p> <p><u>種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 執 行 役 員</p> <p>第 32 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第 37 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 会 計 監 査 人</p> <p>第 46 条～第 48 条 (現行どおり)</p>
--	---

第 8 章 計 算	第 8 章 計 算
第 49 条～第 52 条 (条文省略)	第 49 条～第 52 条 (現行どおり)

3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 23 年 6 月 28 日 (火)

定款変更の効力発生日

平成 23 年 6 月 28 日 (火)

以 上